

事務連絡
令和元年 11 月 22 日

高齢者住まい事業者団体連合会

（公益社団法人全国有料老人ホーム協会
一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般社団法人高齢者住宅協会） 御中

厚生労働省健康局難病対策課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」
の施行について（協力依頼）

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号。以下「法」という。）が本日公布され、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行規則」（令和元年厚生労働省令第 73 号）とともに、本日施行されました。

今後、厚生労働省としては、対象となる方からの請求に基づき、補償金の支給事務を行うこととなりますが、法の円滑な施行に向けて、貴団体におかれましても、下記の事項につき、御理解、御協力をいただくとともに、会員等に周知していただきますようお願いいたします。

記

法において、国は、補償金の支給手続等についての周知を行うこととされており、支給対象となる方に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行っていきたいと考えております。

本補償金の支給対象者の関係者の中には、介護サービス等を利用している方

も多いと想定されることから、貴団体におかれましても、例えば、施設・事業所でのリーフレット（別添1）の掲示や厚生労働省の相談窓口の案内等を行っていただくなど、制度の周知に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各都道府県宛てに、同様の通知を行っておりますことを申し添えます。

別添1：ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するリーフレット

別添2：ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律関係資料
（関係法令・通知）

<参考>ハンセン病元患者家族に対する補償金に関するQ&A
（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

（照会先）

厚生労働省健康局難病対策課

ハンセン病元患者補償金支給業務室

電話：03-5253-1111（内線 2148、2151）

直通：03-5253-2239

担当：秋山、山形